企業の海外進出 高まる環境リスク

当事者以外に連帯責任も

東京海上火災保険
営業開発第一部部長
山口 光恒

①日本企業の海外進出に当たり、環境汚染問題が進出の司否そのものを左右するほど大きなリスクであることは案外知られていない。

②特に、米国の土壌汚染については、スーパーファンド法上、汚染に直接関与したかどうかを問わず、汚染場所の現在の所有者（日本企業）も浄化の責任当事者となる。しかも浄化費用は平均で三千万ドル（約四十五億円）に達し、数億ドルにのぼるケースも珍しくない。

③このほか、環境法違反による操業中止・経営者の収監や、法の順守の有無にかかわりなく第三者賠償責任を負うリスクもある。こうしたリスクを避けるには、専門家を活用し環境監査を行う必要がある。米国及び欧州では環境法が強化されつつあり、企業のリスクはさらに高まる方向にある。

経済教室

土壌汚染、厳しい米

専門家を活用し監査を

東京海上火災保険
営業開発第一部部長
山口 光恒

企業の海外進出は、環境問題というと、地球の温暖化と海面上昇、フロンガスとオゾン層破壊などを思い浮かべる読者が多いと思う。しかし、ここでは個別企業にとってのリスクという視点から環境問題を考えてみたい。

一九八五年のプラザ合意以降、日本企業の海外進出は急増している。しかし、進出の司否の検討に際し、リスクの大きさの割に従来それほど注意を払われなかったものに環境汚染問題がある。

海外進出企業にとって、環境汚染リスクは次の三種に分類される。第一に、土壌汚染により浄化命令を受けるリスク（特に米国）。第二に、環境諸法を順守しなかったことによる操業停止・罰金・収監などのリスク。第三に、不法行為上のリスクである。このほか、近年の環境保護運動の高まりの中で、環境法が強化されるというリスクもある。以下、それぞれについて解説したい。

現在、米国ジャージー市（ニュージャージー州）では、二十五年以上前に埋めたクロムによる土壌汚染が表面化し、大問題になっている。当事者となっている企業は三社だが、これら企業がクロムを処理した残りは当時の慣例で市内官公所近くの埋め立てに使用され、徐々に土壌汚染が進んだ。

三社のうち一社は五千万ドル（七十五億円）強を上限として二十六カ所の浄化費用の支払いに同意し、もう一社は五十八カ所の浄化に二億一三億ドル（三百億—四百五十億円）必要と言われている。

土壌汚染でこれに類した例は米国には多数ある。その典型的なものは、三十年以上も前の有害廃棄物の投棄による汚染が七八年に表面化し、二百三十七戸の住宅と小学校の建物が取り壊されたラブ・カナル事件で、これが契機となって八〇年にスーパーファンド法が制定された。

これらの事件に共通の特徴は、①数十年前の廃棄物による汚染である②汚染は爆発性ではなく、じわじわと進行し、ある日突然表面化する③企業にとって巨額の浄化費用負担となる—の諸点である。

その上、現在米国ではどの種の汚染損害は事実上保険カバーが得られず、企業にとってネットの損害となる。

では、米国で土壌汚染に適用されるスーパーファンド法及びその改正法とはいかなる内容か。また、日本企業にとってこの法律が特に要注意なのはなぜか。

同法は、責任当事者として、汚染場所の現在及び廃棄当時の所有者・運営者、有害廃棄物の排出者、輸送業者を指定している。ここで大切なことは、進出企業が自社は汚染とは無関係であることを証明できても現在の所有者として責任当事者となる点である。さらに、厳格責任主義、連帯責任制をとっている。

従って、過失の有無を問わず、関係者全員が、浄化費用の全額を一社で負担するリスクを負う。仮に、購入した土地が共同の廃棄場所であった場合、数十年前の廃棄行為の当事者をすべて探すことはできない相談で、どうしても現在の所有者に目が向く。

これに加えて、日本企業資金持ち論、日本バッシングの風潮がある。進出日本企業にとり、土壌汚染はまさに経営上の最重要案件の一つである。

なお、環境汚染というと、製造業のみの問題と思いやすいが、金融機関にとっても担保物件の価値の減少、さらには抵当権の行使により自らが当該物件の所有者として同法上浄化責任を負うリスクがある。また、経営者が個人として浄化責任や刑事責任を問われる例もある。

スーパーファンド法のもう一つの特徴として、同法制定以前の合法行為にも同法が遡及（そきゅう）して適用されるということが挙げられる。

現在、米国では約三万の汚染場所が環境保護庁に届けられており、しかも毎年二千ずつ増えている。このうち特に問題の個所は約二千二百で、これらは環境保護庁により全米浄化優先順位表に記載されている（表参照）。

浄化費用は平均3千万ドル

これらの場所は政府から浄化命令を受ける確率が極めて高く、しかも浄化費用の平均は三千万ドル、中には数億ドルのケースも珍しくない。進出前に順位表に記載場所か否かは調査可能であるが、記載場所そのものが年々増加しており、操業開始後、突然自社所有地が汚染場所に指定されることもある。

こうした事態を避けるためには、進出（あるいはM&A＝企業の合併・買収）前に非弁護士及び環境コンサルタントによる十分な環境監査が絶対に必要である。スーパーファンド法は既述の通り厳格責任主義であるが、この中で善意の購入者の抗弁を認めている。しかし、これも徹底した事前調査を行ってこそ主張できる。

前述の通り、土壌汚染は米国進出に際して最も怖いリスクであるが、これまで日本企業が当事者となったケースは極めて少ない。この理由は、従来の日本企業の対米進出が販売会社中心であったためとみられる。

しかし、近年は製造業分野での現地本格生産、さらには既存企業のM&Aが急増しており、いずれ日本企業が浄化費任の当事者となる可能性は高い。米国では環境汚染が原因でM&Aを見合わせたケース、逆にM&Aで相手の汚染リスクも継承してしまった実例は数多い。

土壌汚染問題は主として米国のリスクであるが、環境法違反のリスクは米欧共通である。このリスクは罰金、収監、操業中止などである。近年責任者の収監のケースが増えているが、何といっても操業中止（或いは操業開始遅延）は企業の採算に直接影響するだけに十分な注意が必要である。こうしたリスクを避けるためにも信頼できる環境コンサルタントによる順法性監査を勧めたい。

第三のリスクは、民事上の第三者賠償責任（環境法順守の有無を問わない）である。米国ではシリコンバレーのハイテク汚染と言われる飲料水汚染をはじめ、有害大気汚染物質の排出により企業が不法行為責任を負った事例は無数にあり、賠償金額が数千万ドルに達する場合もある。欧州でも事情はほぼ同様である。米国、西独の水質汚染、フランスの「事物」が原因となる損害には厳格責任主義が適用されるので、特に留意する必要がある。

折からの地球環境保護運動の高まりの中で、先進国の環境法はいずれも強化の方向にある。米国ではブッシュ大統領が選挙公約に基づき大気汚染防止法の改正を提案し、上下両院の審議を経て今年中に成立する可能性が高い。

内容は有害大気汚染物質の大幅削減、酸性雨対策（亜硫酸ガスの削減）、スモッグ対策の三点で、改正案が成立すると米産業界全体で三百十五億ドル（三・二兆円）の支出増が見込まれている。このほか、昨年三月のアラスカでの原油流出事故を機に、懸案となっていたタンカー所有者の責任限度額引き上げが決定した。

規制強化なら採算性は激変

欧州共同体（EC）では欧州環境庁の設立が決定し、引続き民事責任指令案が審議されている。これはEC法としては先に成立した製造物責任指令に次いで厳格責任主義を採用しようというもので、極めて厳しい内容となっている。西独、英国、フランス、オランダなどでも自国の環境法強化に取り組んでいるが、影響の大きさからいうと、ECの動きからは目を離せない。

指令案が成立すると、ECのうちでも比較的環境規制が緩いといわれる南欧の諸国でも、一挙に厳しい環境法が適用されるので、こうした国に進出している企業は特に注意が必要である。いずれにしても、先進諸国での環境法強化の動きは企業の採算性を激変させる可能性があるリスクである。

問題の性質は異なるが、不動産購入に当たってはアスベスト問題にも注意を払う必要がある。単に購入物件の価値の減少のみならず、当該建物で働く人の業務に対する労災責任を追及される可能性もある。

最後に、環境運動の高まりの中、特に米国を中心に、環境汚染問題に取り組むことにより「環境にやさしい」というイメージを確立しようとしている企業が増えている点を指摘しておきたい。

米国の州別浄化優先順位記載数
（1990年2月現在、合計218カ所）

記載地数	州
100カ所以上	ニュージャージー（109カ所）
70～99	ペンシルベニア(96) カリフォルニア(91) ニューヨーク(83) ミシガン(79) ジョージア(70)
30～69	パロアルト(51) ワシントン(45) ミネソタ(42) ウィスコンシン(40) インディアナ(35) ハイオ(33) キサス(29) チューセッツ(25) ーリ(24) スカロライナ(23) ースオワ(21) ラウェア(20)
20～29	オ テ マ ミ サ ノ デ
1～19	上記以外の州

（資料）Sidley & Austin法律事務所